

## インボイス制度（適格請求書等保存方式）の導入延期または中止を求める 意見書

消費税制において、2023(令和5)年10月から仕入税額控除の要件として適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度の導入が予定されており、インボイス発行業者の登録申請手続も今年10月から始まる予定である。

この制度の導入に対し、中小零細事業者の事務負担が一層増加することや流通の混乱、国民経済の停滞などといった問題が指摘され、日本商工会議所や中小企業家同友会全国協議会、日本税理士会連合会、全国商工団体連合会など多くの関係団体から同制度の導入延期、中止を求める声が上げられている。

同制度では、税務署が発行する「事業者登録番号」が記載されたインボイス(適格請求書)がないと、消費税申告の際に経費として差し引くことができなくなる。売上1,000万円以下の消費税免税事業者は、「事業者登録番号」がなく、インボイスを発行することができない。インボイスがないと仕入税額控除ができないことから、消費税の課税事業者はインボイスを発行しない免税事業者との取引の回避・排除や取引価格の値下げ要求へとつながることは明白である。

また、免税事業者が課税事業者との取引を継続するため、自ら課税事業者になることを選択したとするならば、零細事業者のセーフティネットとして機能している事業者免税点制度が実質機能しないことにもなる。関係団体は、我が国の消費税制は、仕入税額控除に当たり現状の帳簿方式(アカウント方式)で十分に機能しており、複数税率であっても現行の請求書等の記載事項の変更によって維持できるとしている。

このように、インボイス制度の導入は中小零細事業者にとっては死活問題であり、また彼らと取引のある事業者にも多くの負担や混乱が生じ、免税事業者の廃業につながることは必至である。市内事業者のほとんどが中小企業・小規模企業者で占められている本市にとって、地域経済の疲弊につながる制度の導入は重大な問題であると認識している。ましてや、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策で5月23日から続く沖縄県の緊急事態宣言下での休業要請、自粛要請で深刻な打撃を受けている沖縄経済の状況を鑑みると、事態は極めて深刻である。

よって、名護市議会は市民・県民の生活と中小企業・小規模企業者を守るため、インボイス制度(適格請求書等保存方式)導入の延期または中止を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年9月21日

沖縄県名護市議会

宛先 内閣総理大臣、財務大臣、国税庁長官、衆議院議長、参議院議長